



労務管理の課題、助成金の活用の相談を！ 【出張相談会(予約制)】

こんな事業主はぜひ、相談！！！！

- 1・男性の育児休業取得促進に取り組みたい。
- 2・従業員の仕事と育児や介護の両立に取り組みたい。
- 3・人手不足の解消(採用・定着)に向けた取組を検討したい。
- 4・職場におけるハラスメントの防止措置に着手したい。
- 5・高年齢者・外国人などの幅広い雇用を進めたい。
- 6・採用・労務に係る助成金について知りたい。(賃上げ対策の助成金を利用したい。)

相談
無料

専門家である社会保険労務士が、無料で相談をお受けします。

予約制です。→0120-729-055

(埼玉働き方改革推進支援センターへ「ハローワーク本庄会場」で予約。)

※予約のない日の開催はありません。※予約の締切は実施前週の金曜日となります。

【日時】 毎月 第4金曜日 13:00~17:00で調整
(8/22・9/26・10/24・11/28・12/26・令和8年1/23・2/27)

【会場】 ハローワーク本庄 2F 個別ブース

相談会場は
ハローワーク本庄です。

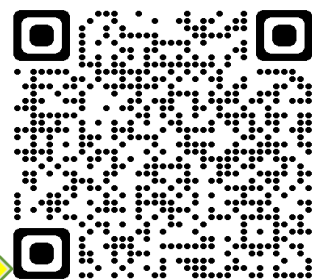


【参考：センター案内図】



埼玉働き方改革推進支援センター
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3-12-24
小峰ビル304-B
0120-729-055

こちらから
予約
でき
ます



埼玉働き方改革推進支援センターHP

埼玉働き方改革推進支援センター 出張相談会

所名			8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月
本庄	2F 個別ブース	第4金曜	22日	26日	24日	28日	26日	23日	27日	

※時間は原則13:00ー17:00の1時間単位で調整。予約が入らなかった日は開催自体が中止になります。



令和7年度 厚生労働省委託事業 実施機関 全国社会保険労務士会連合会

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

埼玉働き方改革推進支援センター

私たち社会保険労務士が

貴社の働き方改革を サポートします！

なかなか人が採れなくて
困っている！

うちの会社でも活用できる
助成金ってないの？

外国人労働者を雇おうかと
考えている

パパママ育休制度がよく分からない
(育児・介護休業について)

/// ウチの会社はどうしようか.... ///

専門家に相談すればいいんだ！



相談無料

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

/// 個別企業訪問や電話相談、オンライン相談も行っています ///



個別企業訪問相談
貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談
当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣
セミナー・WEBセミナーの
実施開催



オンライン相談
お電話または
下記2次元バーコードより
お問い合わせください。

処遇改善で人材の確保を!!

相談無料

ぜひ、専門家に

(社会保険労務士)

ご相談ください!!

